

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長、久留米市教育委員会委員長、久留米市選挙管理委員会委員長 及び 久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年12月26日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：議会事務局

指摘事項等			措置状況
意見	財務監査	交際費事務	議長交際費の本市ホームページへの掲載については、議会活動の透明化及び積極的情報提供の見地等に鑑み、速やかな実施に向けて検討されたい。
			市民に積極的に議会の情報を公開し、議会運営の透明性を高めることを目的として、議会交際費の執行状況を平成25年4月分から、市のホームページに掲載いたしました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：選挙管理委員会事務局

指摘事項等			措置状況	
指摘事項	事務監査	審議会等事務	政治啓発学級の講師謝金単価について、その金額の根拠及び適用する理由が明確となっていないので、内規の整備や起案文書への記載などの対応を図られたい。	講師謝金に適用する金額の根拠等については、起案文書への記載を行いました。
指摘事項	財務監査	旅費支給事務	研修会への参加に伴う旅行命令書が、未作成のものがある。	旅行命令書については、ただちに作成いたしました。